

愛南はつらつ介護予防教室事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月11日

愛南町長 中村 維伯

愛南はつらつ介護予防教室事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、主として活動的な状態にある高齢者を対象に、生活機能の維持又は向上に向けた介護予防事業として、愛南はつらつ介護予防教室事業(以下「事業」という。)を行うことにより、要介護状態等になることの予防を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、愛南町(以下「町」という。)とする。

2 町長は、事業の実施について、適切、公正かつ効率的に実施することができることと認める事業者に対し、事業の全部又は一部を委託して実施するものとする。

(利用対象者)

第3条 事業を利用することができる者(以下「対象者」という。)は、町内に住所を有し、法第9条第1号に規定する被保険者であって、要介護認定を受けていないものとする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 健康状態の確認

(2) 運動器の機能向上、口腔機能向上、栄養改善、閉じこもり予防、認知症予防及びうつ予防

(3) その他介護予防の観点から必要と認められるもの

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする対象者は、愛南はつらつ介護予防教室参加申込書(別記様式)を町長に提出しなければならない。

(利用の中止等)

第6条 前条の申込書を提出した対象者(以下「利用者」という。)は、事業の利用期間中に次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を町長に申し出るものとする。

(1) 町外に転出するとき。

(2) 事業の利用を中止するとき。

2 町長は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、事業の利用の取消し又は停止をすることができる。

(1) 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

(2) 健康状態の変化等により事業の利用が適当でないと認めるとき。

(3) その他事業の利用を継続することが適当でないとき。

(利用料)

第7条 利用者は、事業の利用に当たり、別に定める利用料を支払わなければならない。

2 町長は、利用者に利用料の滞納があるときは、事業の利用を取り消し、又は停止することができる。

(利用報告等)

第8条 第2条第2項の規定により事業の全部又は一部の委託を受けた事業者(以下「委託事業者」という。)は、当該委託を受けた事業により提供するサービス(以下「サービス」という。)について、実施月ごとに別に定める報告書により次に掲げる事項を町長に報告しなければならない。

(1) サービスの内容

(2) サービスの実施回数及び参加人数

(3) その他町長が別に指示する事項

3 委託事業者は、サービスの利用状況を明らかにする書類のほか、経理に関する帳簿等必要な書類を備えなければならない。

(委託料)

第9条 町長は、委託事業者に対し、事業の実施に要する費用として委託料を支払う。

2 委託料の金額は、別に締結する委託契約書により約定するところによる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。